

議案第 8 4 号	特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	人事院勧告に基づく一般職の職員の給与改定と合わせて、特別職に属する常勤の職員についても期末手当の支給額を改定するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

**【改正趣旨】**

人事院勧告に基づく一般職の職員の給与改定と合わせて、特別職に属する常勤の職員についても期末手当の支給額を改定するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

**【改正内容】**

- ① 第 1 条改正：12 月に支給する期末手当の支給額の改定（第 4 条第 2 項関係）

【現行】100 分の 220 ⇒ 【改正案】100 分の 200

	給料月額	新行革	役職加算	改正前	改正後	差額(-)
市 長	1,000,000 円	800,000 円	100 分の 20	2,112,000 円	1,920,000 円	192,000 円
副市長	800,000 円	680,000 円	100 分の 20	1,795,200 円	1,632,000 円	163,200 円
教育長	700,000 円	630,000 円	100 分の 20	1,663,200 円	1,512,000 円	151,200 円
病院事業管理者	800,000 円	760,000 円	100 分の 20	2,006,400 円	1,824,000 円	182,400 円

※ 教育長及び病院事業管理者は別条例で規定しているがこの条例を準用

- ② 第 2 条改正：23 年度以降の 6 月及び 12 月に支給する期末手当の支給額の改定（第 4 条第 2 項関係）

6 月【現行】100 分の 195 ⇒ 【改正案】100 分の 190

	給料月額	新行革	役職加算	改正前	改正後	差額(-)
市 長	1,000,000 円	800,000 円	100 分の 20	1,872,000 円	1,824,000 円	48,000 円
副市長	800,000 円	680,000 円	100 分の 20	1,591,200 円	1,550,400 円	40,800 円
教育長	700,000 円	630,000 円	100 分の 20	1,474,200 円	1,436,400 円	37,800 円
病院事業管理者	800,000 円	760,000 円	100 分の 20	1,778,400 円	1,732,800 円	45,600 円

12 月【現行】100 分の 200 ⇒ 【改正案】100 分の 205

	給料月額	新行革	役職加算	改正前	改正後	差額(+)
市 長	1,000,000 円	800,000 円	100 分の 20	1,920,000 円	1,968,000 円	48,000 円
副市長	800,000 円	680,000 円	100 分の 20	1,632,000 円	1,672,800 円	40,800 円
教育長	700,000 円	630,000 円	100 分の 20	1,512,000 円	1,549,800 円	37,800 円
病院事業管理者	800,000 円	760,000 円	100 分の 20	1,824,000 円	1,869,600 円	45,600 円

**【改正手法】**

施行期日が異なることにより、段階的な改正を行う（法律及び一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同じ。）。

**【施行期日】**

- ① 第 1 条改正（12 月分期末手当） 公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）
- ② 第 2 条改正（23 年度以降の 6 月分及び 12 月分期末手当） 平成 23 年 4 月 1 日